

## Interview

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複製（コピー）・転載・販売することを禁じます。

## 自動車産業における 再生プラスチック活用の取り組み ～ ELV 規則等の国際動向と今後の日本の戦略～

(一社)日本自動車工業会 環境技術・政策委員会 リサイクル・廃棄物部会  
部会長 嶋村 高士 (しまむら たかし)  
副部会長 堂坂 健児 (どうさか けんじ)

欧州における ELV 規則の要求を契機に、再生プラスチックの活用が自動車産業における最重要課題の一つとして注目されています。それは単に材料の転換に留まる問題ではなく、量・質両面での供給体制の構築、情報管理の整備、さらには産業競争力にも直結する、非常に射程の広いテーマであるといえます。

今月号のインタビューでは、最新の国際動向を踏まえての日本における課題と取り組み、そして今後目指すべき戦略の方向性について、日本自動車工業会 環境技術・政策委員会 リサイクル・廃棄物部会の嶋村氏、堂坂氏に解説していただきました。

### 国際的潮流と欧州 ELV 規則の現状

— まず、再生プラスチックの活用が、どのような背景のもとに求められるようになってきたのか、これまでの国際的な潮流について教えていただけますでしょうか。まずは欧州の動きについてお願いいたします。

堂坂 近年の欧州の政策は、フォン・デア・ライエン委員長の第一期政権で掲げた「グリーンディール政策」、つまりカーボンニュートラルとサーキュラーエコノミーの両立をベースに進められてきました。しかし 2024 年末以降の第二期政権においては、産業競争力の低下を背景に「クリーン産業ディール」へと名称

を変え、いかに競争力を上げていくかということに政策をシフトさせています。

2023 年 6 月に ELV 指令(Directive) が ELV 規則(Regulation)に格上げする法改正の提案がなされ、ELVR では環境だけではなく産業競争力を意識した規制も含まれています。規則の第 6 条には再生プラスチックの導入目標が明記されており、発効後 6 年で 15%、10 年で 25%(うち 20%が自動車由来)であることが求められています。さらに今後は、再生鉄や再生アルミなど他の材料に対しても対象とされる流れであるといわれています。

## 再生プラスチック導入目標(15%・25%)

— ELV規則において、再生プラスチックの導入目標値が決められた背景を教えてください。

嶋村 元々の欧州案では、いきなり25%という高い数字が示されているだけでした。しかし自動車業界をはじめ他の欧州の工業会も「いきなり25%は高すぎ」というインプットを続けました。結果として15%

からの段階的な導入となったのは、われわれとしてはウェルカムなことだと評価しています。ただ、自動車由来の再生プラスチックの比率である5%(25%中の20%)という数字をみていると、われわれの試算では本当にギリギリのラインであり、欧州内でも一部から「本当にこの数字を達成できるのだろうか?」と疑問の声が挙がっているほどです。

## 欧州ELV規則(ELVR)のスケジュールと進捗

— 今年中に発効ということを目にしていますが、今後どのような点に注目していけばよいのでしょうか。

堂坂 まず時系列でお話しておきますと、2023年6月に欧州委員会がELV規則案を提案し、昨年12月に委員会・議会・理事会の三者が基本合意(トリログ)をしました。今年2月にはファイナルテキストが公開されています。この夏から秋にかけて発行(採択)されるのではないかと予想しています(図表1)。

欧州ELV規則案の暫定合意内容 (2026年2月時点)				
<p>➢ 欧州委員会・欧州理事会・欧州議会の三者協議を経て、<b>ELV規則案の暫定合意(再プラ使用率について、規則施行6年後15%、規則施行10年後25%、うち自動車由来20%)</b>が2025年12月12日に発表された。</p> <p>➢ 欧州議会及び欧州理事会による共同採択の後、<b>2026年中にELV規則が施行する見込み</b>。</p>				
<p>EUにおける立法プロセス</p> <p>1 欧州委員会 → 2 欧州理事会 → 3 欧州議会 → 三者協議 → 4 暫定合意 → 共同採択 → 2026年規則発行見込み</p>				
	1 欧州委員会	2 EU理事会	3 欧州議会	4 暫定合意
対象車両	乗用車、バン	委員会案に、二輪車、乗客輸送車両、貨物輸送車両、トレーラー、消防車、救急車などの特殊車両を追加	委員会案に、二輪車、乗客輸送車両、貨物輸送車両、トレーラーを追加。特殊車両等は適用除外	委員会案に、二輪車、乗客輸送車両、貨物輸送車両、トレーラーを追加 一部の特殊用途車両は適用除外
再プラ定義/対象	PCR	PCR	PCR、PIR	使用済製品由来の材料(PCR材) ※PIR材等の対象該非については情報収集中
再プラ使用率	31年 25%	・施行後6年以内: 15% ・8年以内: 20% ・10年以内: 25%	・施行後6年以内: 20% ・10年以内: 25% (ISO22095:2020 Chain of Custodyで管理されたプラスチック)	規則施行6年後 15% 規則施行10年後 25%
自動車由来再プラ使用率	6.25% (25%の内の25%)	段階的に設定 ・3.75% (15%の内の25%) ・5% (20%の内の25%) ・6.25% (25%の内の25%)	段階的に設定 ・3% (20%の内の15%) ・3.75% (25%の内の15%)	規則施行6年後 3% (15%の内の20%) 規則施行10年後 5% (25%の内の20%)
鉄・アルミ再生材使用率	鉄・アルミの再生材使用率に関するFS調査を実施、欧州委員会は最低含有率を設定する権限を与えられる	FS調査を実施し、欧州委員会はその結果を踏まえ、将来的に最低再生材含有率を設定し得る	鉄・アルミの再生材使用率に関するFS調査を実施し、その結果に基づき、委任法により目標を設定	鉄・アルミの再生材使用率に関するFS調査を実施後、委任法により目標を設定
出所: European Council press release等各種公開情報より作成				

図表 1

経済産業省「産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 自動車リサイクルワーキンググループ (第65回)」資料 3-2

嶋村 ELV規則は、大枠を定める「基本規則」と、実務上の詳細ルールを定める「委任法」の二段構えで構成されていますが、委員会は2年以内に様々な委任法を採択する必要があり、細々としたルールはその中で決まっていくことになります。

規則発行(採択)後、欧州委員会は2年以内に、非常に多くの項目について委任法を採択しなければならないとされています。基本規則には「再生プラスチックを25%使用する」という目標が示されているのみで、その詳細な方法(How・やり方)はすべてこの委任法で決まります。

堂坂 委任法として具体的に議論されているテーマは主に以下の通りです。

## ○再生プラスチックの計算方法と認証について

一つには再生プラスチックの導入目標数値に対しての具体的な計算方法です。加えて、その数値の検証(verification)をどのように実施するのかといった詳細なルールが委任法の中で決まります。

## ○リサイクルのトレーサビリティについて

「ケミカルリサイクル」の導入が想定されており、同時に「マスバランス方式」(物質収支方式)を適用することもすでに条文で言及されています。マスバランスの計算ルールをどう設定するか、どの手法(燃料除外など)を採用するかで、再生材比率の数字が大きく変わってくることにはなりますが、この具体的な運用ルールについて議論されることになっています。なお、この運用ルールが日本と欧州とで異なると、日本で作った再生材の価値が欧州で認められないというリスクがあります。そのため国際的な整合性が極めて重要です。

また、メカニカルリサイクルにおいては、物理的にトレースができる「セグレゲーション」のような手法

が検討されることになるのではないかと推測しています。

○化学物質管理とEoWクライテリアについて  
廃プラスチックを再生原料として流通させるための「EoWクライテリア(End of Waste criteria、廃棄物終了基準)」が検討されています。このEoWクライテリアでは、REACH規則、RoHS指令、POPs規則などの化学物質規制を遵守していることを証明する品質管理システムの構築がリサイクラーに義務付けられる見通しです。

○CVP(循環車両パスポート)の実装について  
以上のすべてのテーマに通じるのですが、自動車の全ライフサイクル(設計～廃棄)における材料の循環性を確保・報告する義務であるELV規則の要件を、CVP(Circularity Vehicle Passport: 循環車両パスポート)として実装するための具体的な手順が議論されることになっています。単にリサイクルしたというだけでなく、どの工程で、どの計算手法で、どの化学物質が含まれていないか等々のエビデンスを、デジタルで繋いでいく必要があります。



部会長の嶋村氏

## 特集 1

# 韓国における化学物質規制の現状と展望 ～ 2026 年以降に求められる日本企業の対応について～

韓国化学融合試験研究院(KTR)

Korea Testing & Research Institute

カーボンニュートラル化学規制対応本部 海外規制対応センター

袋井 亜実 (ふくろい あみ)

## はじめに

韓国の化学物質規制は、2015 年の化学物質の登録及び評価等に関する法律(以下、「化評法」)の施行とともに第 1 フェーズ、2019 年の化評法全面改正及び生活化学製品及び殺生物剤の安全管理に関する法律(以下、「K-BPR」)施行とともに第 2 フェーズ、そして 2025 年の化評法改正とともに第 3 フェーズを迎えている。本稿では昨年の化評法改正とその影響で一部改正となった他法の最新動向を中心として韓国へ化学物質を輸出される日本企業に求められるこれからの対応についてまとめる。2025 年 6 月号に掲載された KTR のインタビュー記事の時点ではドラフトだった関連法令が施行されどのように変わったか、という点についても最新情報として参考になれば幸いである。

## 1. 2025 年からの化学物質規制改訂の大きな流れについて

### 1.1 化評法

#### 1.1.1 新規物質の少量申告

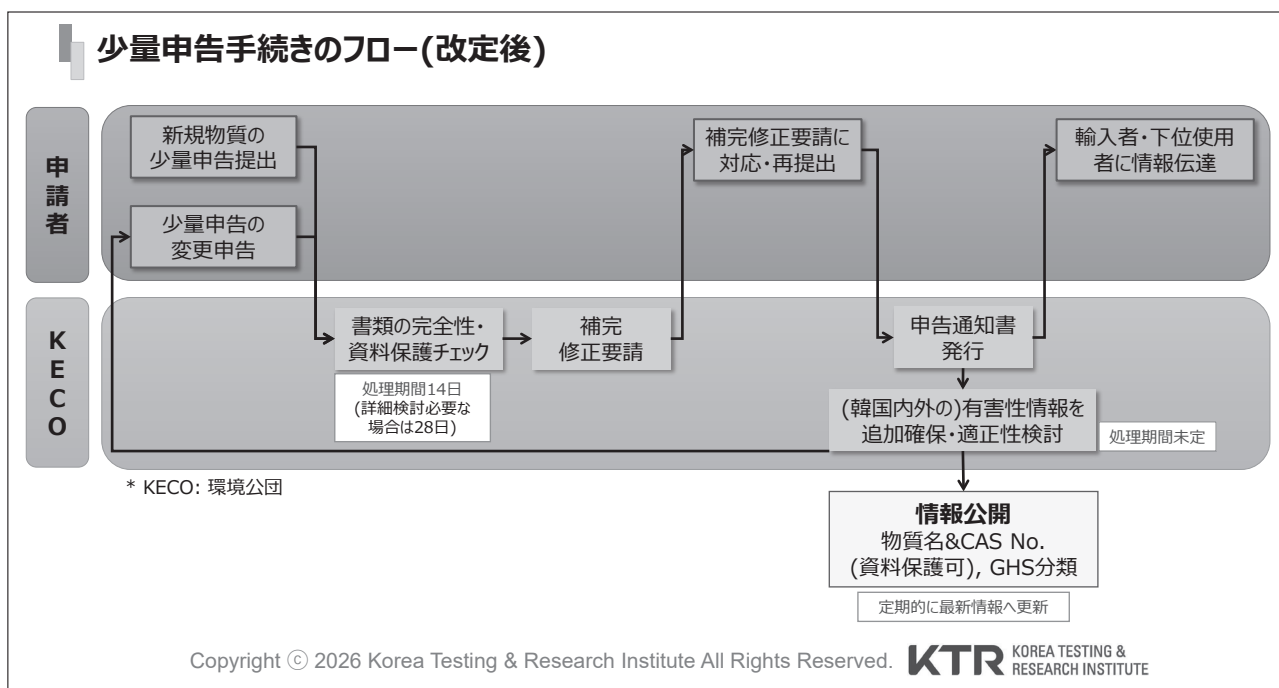
新規物質は 2025 年 1 月から年間数量が 1 トン未満は少量申告が可能になり、1 トン以上が登録に変更になった。過去に 1 トン未満の登録(2015 年～2018 年)や 100 kg 未満の申告(2019 年～2024 年)をしていた場合は、いずれも数量についての変更申告は必要なく 2025 年以降は 1 トン未満の少量申告を実施したものとみなされる。これらのケースに該当する場合は、数量以外の変更申告(用途変更や OR した場合の輸入者の変更)についてのみ対応すれば基本的には問題は無い。但し、2019 年～2024 年の間に 0.1～1 トンの少量登録を実施していた場合は 2025 年以降も注意が必要とされる。この少量登録の場合は、2025 年以降も「登録」という申請の種類履歴が残るため、変更を実施する場合は「登録済み物質としての変更登録」「登録済み

物質としての変更申告」が必要になる。制度上というよりはシステムの移管上の理由からと言われているので、日本(韓国外)企業の場合は選任しているORに詳細を確認するか任せることをお勧めする。

少量で流通する物質はデータが無いために有害性が不明な場合が多い。改正された少量申告の目的はできる限りその有害性(とそれを根拠とするGHS分類)を把握することで取り扱いに際しての安全性を確保し、有害性が不明な物質は有害性がある可能性を無視せずに管理することにある。そのため、環境公団(以下、「KECO」)では申請者に対して申告通知書を発行した後に申告された物質についての有害性情報の追加確保と適正性検討を実施する。処理期間は法には明記されていないが約1年間と説明会では発表されている。適正性検討後にKECOは情報を公開する。申告時に資料保護が認められた場合は物質情報(化学物質名とCAS No.)が総称名で公開される。2025年8月以降に少量

申告された物質の情報公開は順に開始されている。また、KECOによる適正性検討結果の情報公開はまだされておらず、2026年8月以降に第一弾が公開されると予想されている(図表1)。

少量申告を実施して通知書が発行された後に何らかの理由で申請及び通知書を自主的に取り下げる場合についても可能なケースが公示された。2025年の法改定によって少量申告を含め登録の情報公開についてもより詳細に定められたため、今までは運用レベルでのみ実施されてきた自主取り下げについても、情報公開前に申請者が申し立てをしても情報公開を避けることができるケースとできないケースを当局が定める必要が出てきたのだ。自主取り下げが認められるケースの一例を挙げると、少量申告を完了した後に同じ物質の高分子免除確認も完了した場合(情報公開の対象ではない高分子免除確認の通知書を維持し少量申告の通知書を取り下げる場合)である。



図表 1

## 特集2

# ライフサイクルアセスメント(LCA) から環境製品宣言(EPD)へ 電子産業と建設産業における進化、機会、市場動向

knoell Iberia S.L.

Environmental Fate & Modelling IV

Scientist-Sustainability Assessment

Mr. Joan Berzosa Corberá (ジョアン・ベルソサ・コルベロ)

翻訳:Knoell Japan(株)

### はじめに

環境製品宣言(EPD: Environmental Product Declaration)は「環境にやさしい」といった根拠のない主張を排除し、製品の環境負荷評価を科学的なデータに基づいて可視化することを目的として誕生した国際的な環境ラベルである。第三者機関の検証を経て、信頼性の高い情報を開示するという枠組みの中、共通のルールである製品カテゴリールールに基づいた比較可能なデータの公表を通じて、企業間取引における環境価値の評価をより一層向上させることが期待されている。現在、欧米の公共調達においてEPDは事実上の義務、あるいは強力な推奨条件となっており、市場アクセスに大きく影響するともいわれるEPDに対する関心、ニーズは急増している。また、製品レベルでの環境配慮を証明する手段として投資家からも注目されており、企業へのプレッシャーも日増しに強まっている。産業全体で廃棄やリサイクルに伴う負荷まで数値化し、設計段階から環境負荷を最小化する「持続可能

なものづくり」を実現する上でも、誰もが環境性能に基づいて製品を選択できる持続可能なデータ社会の構築に向けても重要な判断基準として定着しつつあるEPDへの対応は不可欠である。以下、EPDの発展の経緯とその仕組みについて解説する。

### 要旨

EPDは、世界的に高まる規制の増加傾向と企業の購買要求を背景に、ここ数年で単なる技術文書から市場に参入するための必須の要素へと、急速な進化を遂げている。90年代後半に自主的な取り組みとして始まったEPDは、現在、特に欧州連合(EU)においてその存在感を増しており、改正建設製品規則(CPR)や持続可能な製品のためのエコデザイン規則(ESPR:Eco-design for Sustainable Products Regulation)などの規則の下、市場参入にはライフサイクルデータを検証することが必須となりつつある。建設業や製造業には今、パラダイムシフトが起きている、つまり、以前は環境

への配慮の証明でしかなかったEPDが、現在は建物や製品のライフサイクル全体を通じて環境負荷を可視化するために不可欠なツールへとその役割を変えており、法規制によって義務化されたり、投資判断の基準になったり等、ビジネスの存続に関わる重要な指標へと進化してきているのだ。環境負荷を証明できないものは価値がないといわれるほど、グローバルサプライチェーンにおける競争力の維持には環境データの検証またその検証データがなにより重要な要件になっているのである。

事実、建設部門においてEPDは何年も前から確立されている。ここ数年でEPDの発行件数が大幅に増えているその要因の一つにあげられるのがグリーンビルディング評価システムであると思われる。環境に配慮した建物を客観的に評価・認証する仕組みの全体的なルールを決めるグリーンビルディングプログラムの下、LEED(Leadership in Energy and Environmental Design: エネルギー・環境デザインにおけるリーダーシップ)、BREEAM(Building Research Establishment Environmental Assessment Method: 建築研究所環境評価手法)などの認証制度がポイントによって認証のレベルを決定することもあり、ポイントの付与に貢献するEPDの作成に環境データの検証必要性が高まっているのだ。EPDは、入札や入札仕様書に明記された環境基準との整合性や遵守を示す上でも非常に有用である。米国の一部の州では、特殊な建築製品にEPDに基づく環境評価を義務付けており、CPR(建設製品規制)のような欧州規制もEPDに基づく評価を参考としている。EPDは環境影響を測定することによってプロセスを最適化し、企業の持続可能性報告のツールとなるため、持続可能な開発目標(SDGs)に直接影響する。近年、EPDの発行によるグリーンクレーム(環境主張)でマーケティング活動を展開するといった企業も多く見られるようになってきている。

---

## 1. EPDを理解する: 主な特徴、目標、エコラベルの種類

---

EPDは、タイプIIIのエコラベルであると定義することができる。以下の5つを主な目的とする。

- 製品環境評価の標準化
- 客観的環境評価の促進
- 外部検証済結果の提供
- 明確な環境情報の入手と伝達
- 製品市場競争力の向上と持続可能性の促進

特定の市場におけるEPDの有用性を理解するには、EPDの環境ラベルとしての中核的な特性を把握することが重要である。さらに、他のエコラベルとの違いを理解することで、様々な状況、企業、市場のニーズに応じた最適なツールを選択するための指針を得ることができる。

ISO 14020では、エコラベルは3種類(タイプI, II, III)に分類されている。

タイプIのエコラベルは、ISO 14024に基づく自主的な認証ラベルである。評価には、製品の種類及び用途ごとに設定されている基準(例:EUエコラベル)が用いられる。

タイプIIのエコラベルは、ISO 14021に準拠した製造業者による自己宣言とも呼ばれる。グリーンウォッシング(企業が実態以上に「環境に配慮している」「エコである」と見せかけて、消費者に誤解を与えるようなマーケティングや広告をすること)のリスクがあるため、これらのラベルは、しばしば疑念の目で見られ、EUなどの一部の規制地域では、将来的にこのタイプのラベルを禁止する方向で検討がされている。

EPDのようなタイプIIIのエコラベルは、ISO 14025規格に準拠したLCA手法と定義された製品カテゴリールール(PCR)に基づく包括的かつ自主的な声明である。第三者機関による検証を必須として、透明性と信頼性を確保する。これらのラベルは主にB2B市場を対象としており、評価対象製品に関する信頼できる環境データを提供する。

## ～ 各社の化学物質管理 ～

## 第 107 回

化学品管理を企業価値へ：  
レゾナックにおける実践と挑戦

(株)レゾナック 化学品管理統括部 戦略企画部  
小川 良二 (おがわ りょうじ)

## 0. 会社・事業の概要と本稿の構成

レゾナックは、半導体・電子材料、モビリティ、イノベーション材料、ケミカル等を展開する機能性化学メーカーであり、昭和電工と日立化成の統合により2023年に誕生した。連結売上収益は1兆3,471億円(IFRS、2025年12月期実績)である。近年、化学物質規制の強化や社会的関心の高まりを背景に、化学品管理は単なる法令順守にとどまらず、説明責任と信頼を支える重要な取り組みとして位置づけられるようになってきている。投資家・取引先・地域社会などから情報開示やリスク低減の要請が高まる中、サプライチェーン全体で安全・安心を確保し、必要な根拠を示しながら管理できる体制を築くことが、事業継続や市場アクセスの確保とも深く関わるようになってきている。

## 【会社概要】

社名:株式会社レゾナック

設立:1962年10月

資本金:155億円

本社所在地:東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング

連結売上収益(IFRS):1兆3,471億円(2025年12月期実績)

拠点数:国内製造拠点17、営業拠点7

グローバル:連結子会社79社(法人)(2025年1月1日現在)

従業員数:23,936名(連結、2024年12月31日現在)

セグメント別売上収益(IFRS):

半導体・電子材料 5,063.4億円

モビリティ 1,784.3億円

イノベーション材料 922.0億円

ケミカル 1,743.6億円

クラスケミカル(石油化学事業) 3,003.0億円

その他 955.0億円

こうした認識のもと、レゾナックでは、経営統合を契機に、川上から川下まで幅広い事業領域をカバーする企業として、化学品管理の体制整備を進めてきた。本稿では、プロダクト stewardship(PS)の考え方を実務として機能させる前提として、まずグローバルガバナンスの整備を述べ、そのうえで、(1)グローバルガバナンス、(2)DX・データ基盤整備、(3)自主的

月刊

# 化学物質 管理

Vol.10  
2025.8～2026.7

月刊：毎月1回発行  
年12冊(年間購読)  
体裁：A4 モノクロ  
頁数：70-100頁  
(号により変動)  
価格：冊子版のみ 55,000円  
(税込(消費税10%))  
(年間購読：12冊)

I S S N : 2424-1180

★「冊子版のみ」の他に  
「電子版のみ」、「冊子+電子版」の形態も  
ご準備しております。

★月1回のメールマガジン配信中!  
化学物質管理に関する情報をお届けします!

★ホームページではコラム等も更新中♪  
ぜひご覧ください。

詳細はホームページをご確認ください。  
<https://johokiko.co.jp/chemmaga/>

## Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、  
「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

### 刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」  
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握/対応する  
のに苦慮している」  
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」  
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれ  
ず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という  
媒体での情報提供を企画。月刊誌。

### 主な読者ターゲット

企業の含有化学物質/環境規制担当者、  
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、  
その他実務担当者

### 充実の ラインナップ

#### 特集テーマ

- ・REACH, RoHS, CLP規則  
最新動向
- ・米国TSCA・HCS・州法
- ・中国の環境・化学物質規制
- ・東南アジアの化学物質規制
- ・化審法、安衛法、毒劇法等  
国内法規制
- ・各国のGHS対応
- ・危険物輸送動向
- ・世界の新規化学物質届出
- ・情報伝達ツール  
など喫緊の課題の動向・対応策

### 本誌の構成

- ・インタビュー～キーマンに聞く
- ・特集記事～国内外の規制動向
- ・各社の化学物質管理
- ・コラム
- ・ニュースレター
- ・質問箱 など

### キーマンへの インタビュー

経産省や環境省など  
関連官庁をはじめ  
工業会、大手企業など  
業界のキーマンに聞く!

法令改正や法令対応、  
化学物質管理に関する  
取り組みなどを掲載

発行 株式会社 情報機構